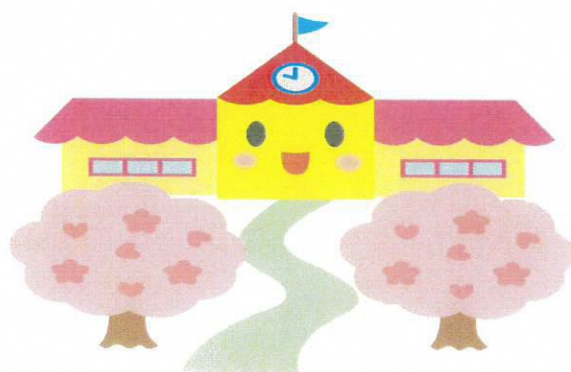


入園のしおり



ゆもと保育園



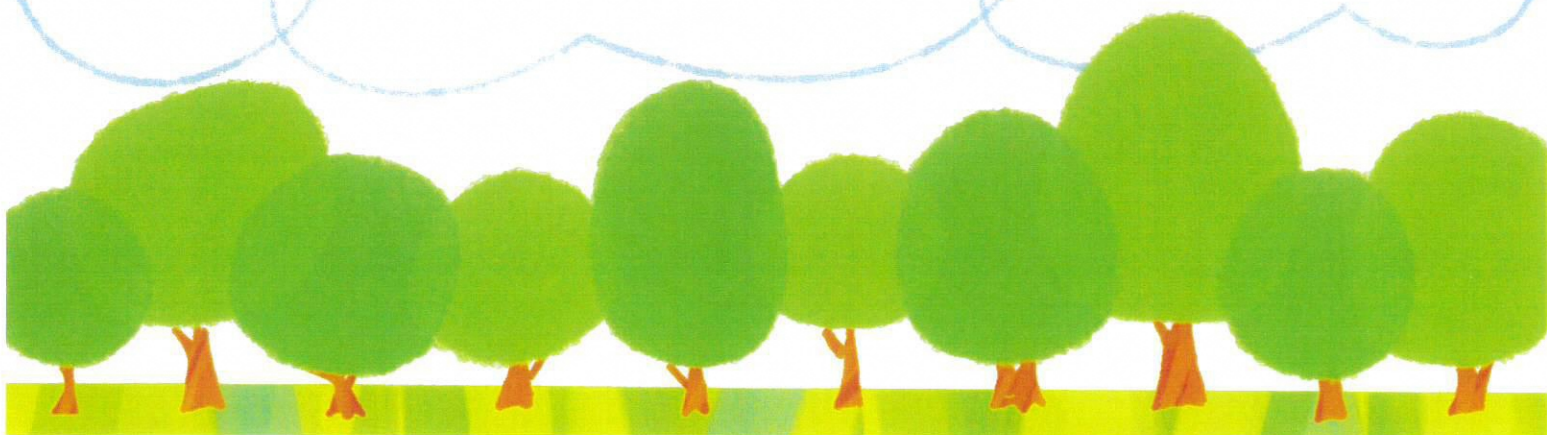
保育目標

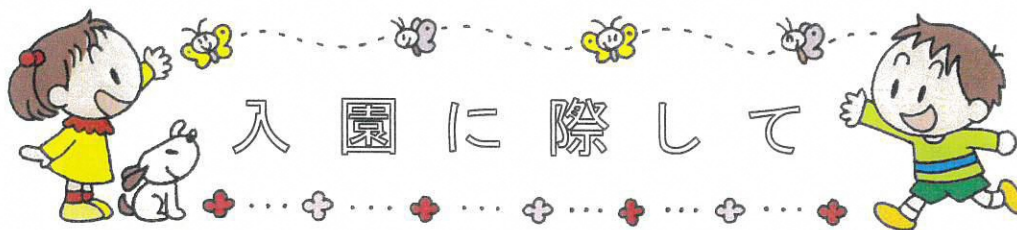
～豊かな心を育てよう～

☆明るく健康な子ども

☆協調性のある子ども

☆素直で勇気のある子ども





やわらかな陽射しの中で、木々の芽や花のつぼみがふくらんで、春の訪れを知らせてくれています。お子様方は、入園の日を楽しみに大きな期待に胸をおどらせていらっしゃるでしょう。

保育園は、保護者が働いていたり又は病気であったり、家族の看護や介護のために子どもの保育が困難である等の理由により、保護者に代わって保育（養護と教育）を補完するところであり、子ども達が友達と一緒に楽しい集団生活を送る場です。

保育園では、園児が健康で意欲的な活動をし、より健やかに成長することを願い、職員は豊かな愛情をもって接し、知識の修得と技術の向上に努め、子ども達の発達を考慮して計画を立て、保育にあたっております。

また、保育園は子ども達が一日の中で大半の時間を過ごす場所であり、保育士は日常的に子ども達と接する立場にあることから、児童虐待の早期発見に努力するよう求められ、発見した場合の通告義務が課せられています。児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応により、子ども達の健全な成長のサポートに努めたいと思います。



乳幼児の心身の調和的発達をめざし、良い環境の下で精神安定を図ることを主目標とし、自主性と規律のある衛生的な生活習慣を身につけ、子供達が健康で素直に生き生きと、輝く保育を心がけています。

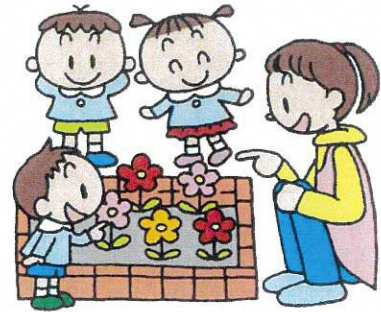
- 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行います。
- 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。
- 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。

1、保育時間及び休園日

(1) 保育時間

開所時間は 平日 7時から19時まで

土曜日7時から18時までになります。



7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
延長保育		短時間保育 コアタイム (月曜日～金曜日)			延長保育
延長保育		短時間保育 コアタイム (土曜日)			延長保育
7:00					18:00 19:00
標準時間保育 (月曜日～金曜日)					延長保育
標準時間保育 (土曜日)					

* 延長保育の申し込みは、入園式当日に担任から申込書をお渡しいたします。

* 延長保育料は、保育短時間利用の場合は、利用時間前後に1回につき300円を

お預かりします。

保育標準時間利用の場合は、18時以降に1回につき300円を

お預かりします。

1ヶ月のご利用が15回以上になる場合は、朝夕それぞれに一律1ヶ月4,500円の延長保育料となります。

(2) 保育料について

・ 0、1、2才児さんは、いわき市より決定されました金額を、保育園に直接納入して頂くようになります。

・ 各種費用の支払いにあたっては、別紙①をご参照下さいますようお願いいたします。

(3) 都合や体調が悪く欠席又は遅れて登園する場合は、必ず朝9時までに電話連絡をして下さい。

(4) 休園日は日曜、祝日と8月13日～8月15日、年末年始です。



(5) 地震・台風などの災害により断水した場合は、臨時に休園する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



(6) 送迎について

- ・保育園への送迎は、保護者が責任を持って行って下さい。
また、代わりの方がお迎えに来る場合は、必ず前もって誰が何時頃にお迎えに来るのかを連絡して下さい。事前に連絡がない場合はお渡しできないので、ご了承ください。
- ・朝夕の送迎の際は、混み合う時間帯がありますので、
お車を駐停車する際と乗り降りする際は、前後左右お気をつけ下さいますようお願い致します。
- ・開園時より保育終了時間まで、正面玄関は防犯の為施錠しますので、その間はインターホンを使ってご連絡下さい。ご父兄の方は、正面玄関までで、中には入れませんのでご注意ください。
- ・送迎の時間帯があらかじめ分かるようであれば、説明会時に担任までお知らせ下さい。



(7) 慣らし保育について

お子様がスムーズに保育園の生活に慣れるように、約2週間を目安に慣らし保育をお勧めしています。保護者から離れお部屋で1時間位の少しの時間から過ごして、徐々にお給食を食べてから、午睡後の後にと、時間を延ばして行くようにしています。期間については、担任と相談して行って下さいますようお願い致します。

(8) 支給認定の変更について

住所、電話番号及び就労先等の変更は、その都度担任にお知らせ下さい。

また、地区の保健福祉センターに支給認定申請書(変更申請)と、就労先の変更の場合は、就労証明書も提出することになりますので別紙②をご参照くださいますようお願いいたします。



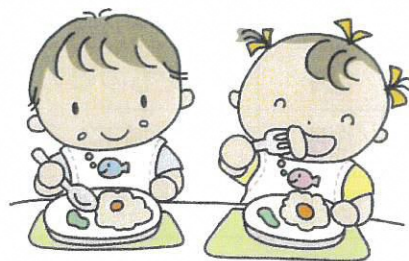
0, 1歳児		2歳児	
時 間	日 課	時 間	日 課
7:00	順次登園	7:00	順次登園
	自由遊び		自由遊び
9:30	かたづけ 朝の会	9:30	あつまり 朝の会
10:00	おやつ	10:00	おやつ
10:20	クラス別保育	10:20	クラス別保育
11:20	昼食	11:30	昼食
12:00	昼寝	12:30	昼寝
14:30	起床	14:30	起床
15:00	おやつ	15:00	おやつ
15:30	自由遊び	15:30	自由遊び
	順次降園		順次降園
19:00	保育終了	19:00	保育終了

U

保育園の給食は、乳幼児の生命を保持し心身の発達のために重要であるとともに、人間の食習慣の基礎を築くという大きな意味を持っています。保育園では、献立表に基づいて園で調理され、子ども達は友達と一緒に楽しく食べる中で偏食が矯正され、食事についての正しいマナーを身につけながら、食物の大切さを知り情操豊かな人間性が育つようにしています。

(1) 保育園給食の形態

0, 1, 2歳児 { 午前・・・おやつ
 { 昼食・・・ごはん又はパン、副食
 { 午後・・・おやつ



***アレルギーのあるお子さんには「アレルギー疾患生活管理指導表」と「食物アレルギー食品チェック表」の提出をお願いしております。**

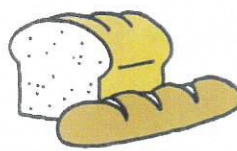
(2) 保育園給食栄養給与目標

子ども一日の栄養所要量のうち家庭で50%～60%摂取するものと考え、保育園では、昼食とおやつと合わせて40%～50%給与することになっています。

次のことがらに気をつけて下さい。

・朝食は、子どもにとって1日の活動源です。必ず食事をとってから登園させて下さい。

・献立表は、前月の末日に（1月は4日に）配布します。



4、年間行事予定

乳幼児期における生活や経験は、子ども達の成長に大きな影響を与えます。この発達の時期に望ましい行事を選択し、その行事のもつ意義が、子ども達の生活や経験の中に充分活かされるよう配慮しながら、次の一年間の行事を行っています。

	保 育 行 事 予 定
4月	入園式(今年はいりません。) 午睡開始(0～2才)
5月	子どもの日の集い 内科検診
6月	春の遠足 (親子遠足は当分の間見合わせます)
7月	七夕まつり プール開き
8月	防犯訓練 プール納め
9月	お月見会
10月	秋の遠足(親子遠足は当分の間見合わせます)
11月	七五三 マラソン大会 内科検診
12月	お餅つき
1月	お正月 防犯訓練
2月	節分 保育参観(1, 2歳児)
3月	お雛祭り 満了式
毎月 その他	交通保育 身体測定 避難訓練 お誕生会 各種検査(尿、ぎょう虫卵検査)



- ・入園式は現在行っておりません。5月1日からお預かりして、ならし保育を行います。
- ・土曜日保育は、保護者の方がお仕事のお子さんのみお預かりいたします。
- ・2月の保育参観は、1才～2才児のみとなります。参観終了後は、お家の方と一緒に
お帰りとなります。また、0才児さんは土曜日保育を行います。
保護者の皆様には ご理解とご協力をお願いいたします。

5、健康管理

子ども達が心身ともに健康で生き生きと保育園生活をおくるために、次のことを実施しています。

(1) 健康診断及び計測

- ・園児の健康診断を園の嘱託医により実施します。

内科検診 箱崎医院 箱崎秀樹先生

歯科検診 野木歯科医院 野木敏久先生

- ・ぎょう虫卵検査を年1回と尿検査を年1回実施します。
- ・身長、体重を毎月、頭囲・胸囲を5月と10月に測定します。
- * 計測の結果は、連絡帳に記入し、お知らせいたします。



(2) 薬の服用について

薬は本来、医師や看護師、お子様の管理者である保護者が与薬(薬をあげる事)を行う事が前提となっております。やむをえず必要な場合にのみ「お薬依頼書」と共に受付いたします。かかりつけ医と相談頂き、一日2回の薬にさせていただきますと園での服用がなくなりますので、ご協力をお願いいたします(詳しくは別紙③をご参照ください。)

(3) 病気の予防について

- ・別紙の学校伝染病に罹った時は、決められた期間お休みさせて下さい。

なお、病気が治って登園する場合には、本人の健康状態が保育園の生活をするのに支障がないかどうか無理をせず、医師と相談の上、別紙④の「登園証明書」を提出し登園させるようにして下さい。

- ・前日に発熱や嘔吐があったり、当日朝に気分がすぐれずに登園するときは必ずその旨を伝えて下さい。そして、当日の緊急連絡先を必ず担任へお伝え下さい。



(4) お願い

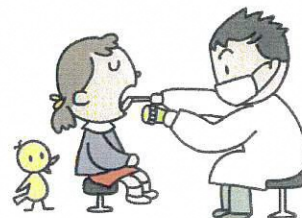
- ・保育中発熱したり、具合が悪くなった時は、保護者の方の①勤務先又は②携帯電話へ電話連絡しますので、お迎えをお願いします。

また、現在保育園では、熱がさがってもすぐには登園せず、解熱後1日(24時間)ご家庭で様子を見ながら安静に過ごしていただきますようお願いしています。

- ・休日中に発熱があり下がって1日(24時間)が過ぎた、また下痢・嘔吐があったが体調が
戻り1日(24時間)が過ぎた時も、登園する時は必ずその旨を伝えてください。
- ・小児ぜんそく、ひきつけ、関節が外れやすい子、アレルギーのある子、薬品に負けやす
い子等、保育をする上で注意しなければならない事、又お子様の様子など園での参考
になる事がありましたら、必ずクラス担任にお知らせ下さい。

☆生育歴にも右下の「その他」の欄にご記入をお願いいたします。

- ・予防接種については、集団生活をするうえで必要になりますので、年齢
に応じて、又医師と相談のうえ接種するようお願いいたします。



6、苦情受付について

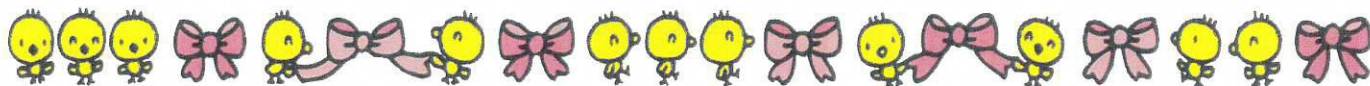
当園では社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情に、適切に対応する
体制を整えています。

保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情
解決に努めるようにしております。

苦情は直接電話、書面などにより受け付けるほか、苦情受付箱への投書でも結構です。

7、個人情報利用と管理について

園の運営管理上の利用、保育サービスの中での記録のための利用、医療機関を
受診する場合の利用、関係機関との連携などにおきまして、個人情報を取り扱い
させていただきます。また、お子様の写真を園だより・HP・掲示などに利用させて頂き
ます。職員間での共通理解のもと、守秘義務は守ります。



よろしく
お願いします



各種費用の支払にあたってのお願い

0～2歳児さんの保育料は、保育園に直接納付して頂くようになります。

副食費の徴収はありませんが、その他費用の支払いは、下記をご参照ください。

- ① 各種費用の納付は、登園時のみのお預かりとさせていただきます。
担任の先生か、または早朝の場合は、当番の先生に直接手渡して下さい。
- ② 集金袋の中の金額は、なるべくお釣りの無いようにお願いします。
- ③ 納付期限は以下を目安にしてお支払いくださいますようお願いいたします。

費用	袋をお渡しする日	支払い日程	年齢
延長保育（別途記載）	毎月始め		
保護者会費　－　５００円	毎月１０日	毎月２０日まで	０～２
教材費　　－ ０歳　１２００円 １歳　２５１０円 ２歳　３５３０円	入園時のみ 教材費の　内訳は入園説明会の案内を 確認して下さい。		
写真代　　－　　６５０円	随時		



支給認定の変更について(ご家族やお仕事の変更など)

保育所(園)や認定こども園をご利用中で、市役所へ届け出いただいている内容に変更が生じた場合は、通っている園への報告と、市役所へ変更申請書の提出が必要です。

なお、現在受けている認定号数によって、必要な申請の内容が異なりますので、次の表で確認してください。

変更が生じた際は、必ず届け出てください。

なお、変更にもなっても保育料も変更になる場合、毎月20日までに市に提出された分については、翌月から保育料を変更します。(期日を過ぎたものは、さかのぼって対応はできません。)

変更内容		必要書類	号数	保育料等変更
住所	いわき市内で転居	変更申請書	1・2・3号	変更なし
	いわき市外への転出	退所届 ※転出後も同施設を継続利用したい場合は別途相談	1・2・3号	変更なし
保護者の連絡先		変更申請書	1・2・3号	変更なし
世帯構成の変更 (同居の祖父母なども含む)	保護者の婚姻 (内縁を含む)	変更申請書 健康保険証(扶養義務者を変更した場合) 戸籍謄本(避難登録者のみ) 【2・3号認定のみ】新たに保護者となった父または母の保育を必要とする理由を証明する書類(就労証明書など)	1・2・3号	変更の可能性あり
	保護者の離婚	変更申請書 健康保険証(離婚後のお子さんのもの) 戸籍謄本(避難登録者のみ)	1・2・3号	変更の可能性あり
	その他の場合	変更届、その他(家族構成により必要書類がありますので、事前にお問い合わせください。)	1・2・3号	変更の可能性あり
保育の必要な事由	就労先が変わった	変更申請書、就労証明書(指定)	2・3号	変更の可能性あり (利用時間変更による場合)
	就労日数・時間が変わった	変更申請書、就労証明書(指定)	2・3号	
	退職した 求職する	変更申請書、ハローワークカードなど	2・3号	
	出産する	変更申請書、親子手帳(出産予定日がわかるもの)	2・3号	
	下の子の育児休業を取得する	変更申請書、就労証明書(育休期間が記載されているもの)(指定)	2・3号	
	下の子の育休明けで復職する	変更申請書、就労証明書(復職日、勤務内容(予定)が記載されているもの)(指定)	2・3号	
	就学する	変更申請書、在学証明書(在学期間が記載されているもの)、カリキュラムの写し	2・3号	
	疾病	変更申請書、医師の診断書(指定)	2・3号	
	障がい	変更申請書、障がい者手帳	2・3号	
★利用時間(標準⇄短時間)		変更申請書、【標準に増やす場合は就労証明書(指定)など増やす理由がわかる書類も必要】	2・3号	変更あり
★支給認定区分	1号⇒2号	変更申請書、就労証明書(指定)や保育の必要性がわかる書類	1・2号	変更なし
	2号⇒1号	変更申請書	1・2号	変更なし
修正申告等による住民税変更		変更申請書、確定申告の控え	1・2・3号	変更あり

変更の状況によっては、上記以外の書類が必要な場合がありますので、ご了承ください。

★印は、変更を希望する月の前月20日までに市役所へ提出が必要です

与薬依頼書について

別紙 ③-1

保護者の皆様へ

園児への与薬は、医師の指示により保護者の方が行うべきものですが、「与薬時間が保育中である」ということで、当園が代わって与薬を行うこととなります。

ただし、その際には、安全管理に万全を期すために、保護者の方からの『与薬依頼書』の提出が必要となりますので、与薬に際して下記の注意事項をご確認頂き、一回分の薬と一緒にクラス担任へ手渡しして下さいますようお願い致します。

- ①主治医に診察を受ける時は、お子様が現在〇〇時～〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
- ②お受けできる薬は、医師の処方による薬のみとします。
保護者の個人的な判断で持参した薬は、対応できません。
- ③薬を持参する場合「与薬依頼書」に記入し薬に添えて提出してください。
「薬剤情報提供書(お薬の説明書き)」がある場合は、それも添えてください。
- ④薬は一回分のみのお預かりとし、特にシロップ薬は一回分を別容器に分けてご持参ください。
冷所保存のお薬は、保冷バッグに保冷剤を入れて持たせてください。
- ⑤薬の袋や容器には、お子様のお名前を明記してください。
- ⑥市販の内服薬、外用薬、目薬、座薬等は、お受けできません。
- ⑦園側で症状を判断して与えなければならない薬は、お受けできません。
- ⑧座薬の使用は原則として行いません。
- ⑨食物アレルギーの緊急対応薬(エピペン、その他内用薬)が医師により必要と言われている場合は、具体的な指示書に基づき、対応します。
- ⑩「与薬依頼書」は、各クラスに用意してありますので、必要に応じてクラス担任までお声掛けください。

保育園の常備薬で、保育中に応急処置としてオロナイン軟膏

HPクリーム(血流を良くします)、カットバン、ムヒ、冷却剤(冷えピタ)

等を使用することがあります。

薬物アレルギーや皮膚かぶれの可能性があるお子様、使用を避けて

ほしい方は、事前にクラス担任へお知らせください。

与薬依頼書（内服薬保護者記載用） 別紙③ー2

※与薬時承諾書にご署名、押印の上ご提出ください。

与薬時承諾書

ゆもと保育園では、医師の指示により保育中の与薬が必要な場合に限り、当日1回分のみをお預かりし、担当保育士が与薬いたします。
 その際、その薬を与薬したことによる発疹やショック等の事故が生じた場合、責任を負いかねますので、ご了承ください。

令和 年 月 日 保護者氏名 印

ゆもと保育園宛

医師の診断を受けたところ、下記のように指示がありましたのでお願いします。

園児名	
病院名	
薬の用途	抗生 ・咳止 ・整腸 ・風邪 ・その他()
薬の種類(数)	粉薬()
保管方法	水薬() 常温 保冷バッグ
飲む時間	食前 食後 その他()
飲ませ方	そのまま 水かぬるま湯で その他()
処方期間	令和 年 月 日に処方された 日分
特記事項	

受付保育士	
与薬保育士	

全ての欄に記入をお願いします。記入もれがある際、与薬できない場合があります。

与薬依頼書（外用薬保護者記載用）

別紙③-3

※与薬時承諾書にご署名、押印の上ご提出ください。

与薬時承諾書

ゆもと保育園では、医師の指示により保育中の投薬が必要な場合に限り、当日1回分のみをお預かりし、担当保育士が与薬いたします。

その際、その薬を与薬したことによる発疹やショック等の事故が生じた場合、責任を負いかねますので、ご了承ください。

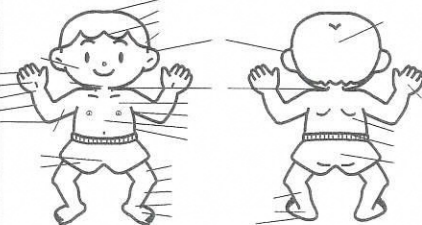
令和 年 月 日

保護者氏名

印

ゆもと保育園宛

医師の診断を受けたところ、下記のように指示がありましたのでお願いします。

園児名							
病院名							
薬の種類（数）	塗り薬（	）	・・・	常	温	保冷バック	
	点眼薬（	）	・・・	常	温	保冷バック	
	点耳薬（	）	・・・	常	温	保冷バック	
保管方法	点鼻薬（	）	・・・	常	温	保冷バック	
	その他（	）					
与薬時間							
処方期間	令和	年	月	日	から	令和	年
特記事項							
塗る場所			点 眼	右 ・ 左 ・ 両方			
			点 耳	右 ・ 左 ・ 両方			
			点 鼻	右 ・ 左 ・ 両方			
服用確認者	日 付						
	与薬者 サイン						
	日 付						
	与薬者 サイン						

全ての欄に記入をお願いします。記入もれがある際、与薬できない場合があります。

〈感染症の扱いについて〉

別紙④

保護者 殿

人から人にうつる伝染病は園生活において注意が必要です。学校保健法並びに学校保健法施行規則に伝染病の種類及びその出席停止の期間の基準が定められています。保育園、幼稚園でもこの法律が準用されています。医師の診断と登園許可を得て下さい。

* 下記の表は学校伝染病とその出席停止の期間の基準です。

* 下記の感染症は全身状態がよければ登園はかまいませんが、医師の診断を受けて報告してください。
(頭じらみ・水いぼ(伝染性軟属種)・とびひ(伝染性膿痂疹)・突発性発疹・RS感染症・不明発疹症・川崎病)

◎但し、適切な治療が必要な場合は、治療を受けながら登園して下さい。

病 名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。(発症した日、解熱した日は0日になります)
百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで。
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが現れた後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。 (通常発疹がでて6日間経過するまで)
咽頭結膜炎(プール熱)	主な症状がなくなり、その後2日を経過するまで。
結核	症状により学校(保育園)医、その他医師に
腸管出血性大腸菌感染症	において伝染の恐れがないと認めるまで。
流行性角結膜炎	(結膜炎の症状がある期間は感染力がある)
急性出血性結膜炎	
その他の伝染病 溶連菌感染症	治療開始後24時間たって、全身状態が良好である。
ウィルス肝炎	肝機能が正常になるまで
手足口病・ヘルパンギーナ・伝染性紅斑	全身状態が良好である
マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態が良好である
流行性嘔吐下痢症	

き り と り せ ん

登園 証明書

園長 殿

組 氏名

病名

月 日から登園してもよいと証明します。

医療機関名

医師名



ワクチン	種類	乳児期												幼児期					学童期／思春期				
		生	6	2	3	4	5	6	7	8	9-11	12-15	16-17	18-23	2	3	4	5	6	7	8	9	10歳以上
インフルエンザ菌b型 (ヒブ)	不活化		①	②	③							④ (注1)											
肺炎球菌 (PCV13)	不活化		①	②	③							④											
B型肝炎	ユニバーサル		①	②					③														
	母子感染予防	(1) (2)				③																	
ロタウイルス	1価		①	②		(注4)																	
	5価		①	②	③					(注5)													
4種混合 (DPT-IPV)	不活化			①	②			③				④ (注6)						(7.5歳まで)					
3種混合 (DPT)	不活化			①	②			③				④ (注6)						(7.5歳まで)					
2種混合 (DT)	不活化																	⑤ (注7)					
ポリオ (IPV)				①	②			③				④ (注6)						(7.5歳まで)					
																		⑤ (注9)					
BCG	生					①																	
麻疹・風疹混合 (MR)	生											①						② (注10)					
水痘	生											①		②									
おたふくかぜ	生											①		② (注12)				②					
日本脳炎	不活化																	① ② ③ (7.5歳まで)					
インフルエンザ	不活化																						
ヒトパピローマウイルス (HPV)	不活化																						

毎年 (10、11月などに) ①②

13歳より①

定期接種の推奨期間
 定期接種の接種可能な期間
 任意接種の推奨期間
 任意接種の接種可能な期間
 添付文書には記載されていないが小児科学会として推奨する期間
 健康保険での接種時期

ゆもと保育園 保護者会々則

(名称と事務所)

第一条 この会は、ゆもと保育園保護者と保育園の会で、事務所をゆもと保育園に置く。

(会員)

第二条 この会の会員は、本園々児の父母(保護者)と本園職員とする。

(目的)

第三条 保護者と保育園が協力して園児を取り巻く環境を浄化整備し、保育の充実振興を図ることを目的とする。

(活動)

第四条 この会は、前条の目的を達成させる為に次の活動を行う。

- 1、家庭と保育園との緊密な連携による生活環境の浄化と生活指導
- 2、保育園の施設設備の充実
- 3、会員相互の親睦融和

(役員)

第五条 会長(1名))会計(1名)の計2名とする。

ただし、必要に応じ顧問を置くことができる。

(役員任期)

第六条 役員任期は一年とする。ただし、再任されることができる。

(役員選出)

第七条 役員選出は、次の方法により選出されることができる。

- 1、会長、副会長、会計、監査は総会に於いて選出する。
- 2、役員は各クラスの会員の互選にする。
- 3、クラス役員により、1名をクラス委員長として選出することができる。
- 4、顧問は、役員会の推薦により会長と保育園で協議する。

(役員任務)

- 第八条
- 1、会長は会を総括し、会を代表する。
 - 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3、会計は、この会の会計を事務する。
 - 4、監査はこの会の会計を監査する。
 - 5、役員は総会の必要事項を審議し一年間の活動計画を推進して会の円滑な運営に努める。
 - 6、顧問は諮問に応じて会の発展に寄与する。

(会議)

第九条 この会に、総会・役員会の会議を持つ。

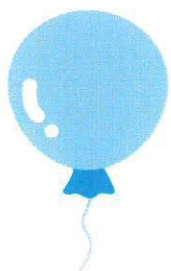
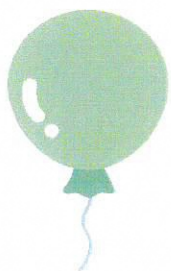
- 1、総会は年1回として会長が招集する。また、必要に応じて園と協議のうえ、開くことができる。
- 2、役員会は総会に次ぐ決議機関で必要に応じて会長と園と協議のうえ、運営や必要事項を審議する。

(会計)

第十条 この会の経費は、保護者会で運営する。

(会計年度)

第十一条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。



ゆもと保育園 園歌

- 1、うみですなみです あさひです
おめめ すいすい すきとおる
ころんではしって とびはねて
あかるいえがおで サンシャイン
たのしいゆもと ほいくえん
- 2、やまですかわです ひかりです
かぜきるほっぺにゆめのせて
おとぎのせかいを つくりだす
ゆうきのはなたば サンシャイン
やりきるゆもと ほいくえん
- 3、そらですにじです ゆうひです
てをとるなかよし かげぼうし
きょうのおあそび はなさいて
すてきなあしたは サンシャイン
みんなのゆもと ほいくえん

